

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	岐阜県立多治見看護専門学校
設置者名	岐阜県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配置 困難
看護専門	看護師3年課程 (全日制)	夜・ 通信	39	9	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kenko-fukushi/tajimi-kango/hyouka.html>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	岐阜県立多治見看護専門学校
設置者名	岐阜県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	・岐阜県立多治見看護専門学校 評価規程に基づき、学校の運営等に関する評価を行う。 ・会議は、5人の委員をもって組織する。 委員は、関係団体、医療機関・施設、行政、卒業生の中から校長が選任する。 ・校長は、委員の評価を踏まえ、学校運営等の質の保証と向上に努めなければならない。 ・校長は、評価結果を公表しなければならない。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
公益社団法人役員	R5.12.1 ～ R7.11.30	関係団体
医療機関職員	R5.12.1 ～ R7.11.30	実習受入れ先
訪問看護等事業所役員	R5.12.1 ～ R7.11.30	実習受入れ先
岐阜県医療福祉連携推進課	R5.12.1 ～ R7.11.30	行政
医療機関職員	R5.12.1 ～ R7.11.30	卒業生
（備考）		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	岐阜県立多治見看護専門学校
設置者名	岐阜県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ○授業計画(シラバス)の作成過程 ・授業科目が終了(試験)後、担当教員が授業方法、内容、成績評価の方法等を検討する。 ・変更等があれば、教務会議で検討し、シラバス委員会で点検した後、決定する。 [スケジュール] 1 2月 担当教員が検討 1 月末 シラバス作成 2 月 業者印刷 3 月末 公表	
授業計画書の公表方法	http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kenko-fukushi/tajimi-kango/hyouka.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ○成績の評価については、学則第9条、細則第5条の規定により実施している。 ・科目時間数の3分の2以上出席した者は、試験等による成績の評価を受けることができる。 ・試験は各科目100点満点として60点以上を合格とする。 ・評価の評点が60点に達していない場合は、再試験(臨地実習においては再実習)を行うことができる。 ・傷病、その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者については、追試験(臨地実習においては追実習)を受けることができる。 ○単位の認定については、学則第10条の規定により実施している。 ・単位の認定は、当該科目の履修に必要な時間数を満たし、学則第9条に定める成績評価を受けた者に対し、単位認定会議の確認を経て校長が行う。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ○成績評価の客観的指標 - 履修科目の成績評価を点数化し(100点満点)、全科目の合計点の平均を算出する。それにより、成績の分布状況を把握する。 ○成績評価の適切な実施に係る取組の概要 - 学年末に、各個人に1年間の成績表を渡している。 - 成績の分布状況を個人の成績表に示し、成績評価を説明することにより、学習意欲の向上や自己の学習計画に活用するようにしている。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kenko-fukushi/tajimi-kango/hyouka.html
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ○卒業の認定方針 - 育成したい看護師像を策定し、学校生活案内に記載している。年度初めに学生に説明を行い、卒業時に達成度の評価を行っている。 ディプロマポリシー - 課題解決に向けて考え抜く力を発揮し、何事にも主体的に取り組むことができる。 - 社会の動きを敏感に捉え、看護の果たすべき役割を自覚できる。 - 人間関係を形成するコミュニケーション能力、及び看護の実践に必要な臨床判断能力を身につけることができる。 - 広い視野と柔軟な思考を持ち、根拠を基盤とした判断と省察をもとにその人に応じた看護実践ができる。 - 豊かな感性を育み、常に看護専門職としての責任と高い倫理観に基づき、より良い行動をとることができる。 - 保健・医療・福祉の連携において多職種の独自性を尊重し良好な人間関係を保ちながらチームの一員として協働できる。 - 看護専門職として探求心を持ち、継続的に自己研鑽ができる。 ○卒業の認定について - 学則第25条の規定により実施している。 - 本校に修業年限以上在学し、教育課程のすべてを修得した者について卒業を認定する。ただし、欠席日数が所定の授業日数の3分の1を超える学生については、卒業を認定しない。 - 卒業の認定は卒業認定会議において確認している。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kenko-fukushi/tajimi-kango/hyouka.html

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	岐阜県立多治見看護専門学校
設置者名	岐阜県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		看護専門	看護師 3 年課程（全日制）		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	3， 0 1 5／1 0 6 単位時間／単位	1815/73 時間	30/1 時間	930/24 時間	0 時間	240/8 時間	
生徒総定員 数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
1 2 0 人		8 5 人	－ 人	8 人	1 2 0 人		1 2 8 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） ・授業科目が終了した時点で科目評価を行い、方法、内容等を検討し、次年度の授業計画を作成している。
成績評価の基準・方法
（概要） ・履修科目の成績評価を点数化し、全科目の平均点を算出している。 ・成績評価については、学則第9条、細則第4条の規定により実施している。

卒業・進級の認定基準
(概要) ・学則第 10 条、25 条の規定により、単位認定会議、卒業認定会議にて確認し、認定を行っている。
学修支援等
(概要) ・定期的な面談により、学生の学習、生活状況、心身の状況等を把握し、指導を行っている。必要時、保護者と連携を取り支援を行っている。 ・心身の状況を観察し、早めにカウンセリングを紹介している。 ・経済面については、授業料の減免、日本学生支援機構奨学金制度の紹介をしている。 ・教育課程終了時において、学科目、実習の成績が優秀である者に成績優秀賞の表彰をする。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
27人 (100%)	2人 (7.4%)	25人 (92.6%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 医療施設（病院）			
(就職指導内容) インターンシップへの参加、就職ガイダンスの紹介、進路相談			
(主な学修成果（資格・検定等）) 専門士（看護専門課程） 看護師国家試験受験資格 保健師・助産師学校受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
85人	0人	0.0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 個人面談、保護者面談の実施、カウンセリング		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護	県内の者 7,300 円 県外の者 14,600 円	118,800 円	260,000 円	図書費 150,000 円 教材費、実習費等 110,000 円
修学支援（任意記載事項）				
・学生の家族の家計の経済的な事由により、一定の要件を満たした場合、授業料の一部又は全額を免除する制度あり。 ・将来、看護職員として県内で就労する学生に対し、修学資金を貸与（一定期間県内で就労すると返還免除）する制度あり。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kenko-fukushi/tajimi-kango/hyouka.html		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
・岐阜県立多治見看護専門学校 評価規程に基づき、学校の運営等に関する評価を行う。 ・会議は、5人の委員をもって組織する。 委員は、関係団体、医療機関・施設、行政、卒業生の中から校長が選任する。 ・校長は、委員の評価を踏まえ、学校運営等の質の保証と向上に努めなければならない。 ・校長は、評価結果を公表しなければならない。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
公益社団法人役員	R5.12.1 ～ R7.11.30	関係団体
医療機関職員	R5.12.1 ～ R7.11.30	実習受入れ先
訪問看護等事業所役員	R5.12.1 ～ R7.11.30	実習受入れ先
岐阜県医療福祉連携推進課	R5.12.1 ～ R7.11.30	行政
医療機関職員	R5.12.1 ～ R7.11.30	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 2025年度中に評価を確実に公表する http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kenko-fukushi/tajimi-kango/hyouka.html		

第三者による学校評価（任意記載事項）

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kenko-fukushi/tajimi-kango/hyouka.html>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	岐阜県立多治見看護専門学校
設置者名	岐阜県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		3人	3人	3人
内 訳	第Ⅰ区分	2人	2人	
	第Ⅱ区分	0人	0人	
	第Ⅲ区分	1人	1人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				3人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。